



保医発第0930008号

平成20年9月30日

地方厚生（支）局長
地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成20年10月1日に施行され、政府管掌健康保険について国とは切り離した新たな保険者である全国健康保険協会が設立されること、及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）の一部等が平成20年10月1日に施行され、保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に移管されることに伴い、下記の通知の一部を別添1から別添3のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

別添2 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330007号）の一部改正について

別添3 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1及び別紙2中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。
- 2 別紙1のⅡの第3の2（5）を次のように改める。

（5）「保険者番号」欄について

- ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。
- イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下（5）において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	 法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	 法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
船 員 保 険	 （省略して差し支えないこと）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
国 民 健 康 保 険	 ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○ ○

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

- 2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

- 3 別紙1のⅡの第3の2（16）のイを次のように改める。

イ 同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、政府管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

4 別紙1のⅢの第3の2(5)を次のように改める。

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
船 員 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号 (省略して差し支えないこと)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
国 民 健 康 保 険	法別 番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	法別 番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

5 別紙1のⅢの第3の2(16)のイを次のように改める。

イ 同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。ただし、政府管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えないものであること。

6 別紙1のⅣの第2の2(5)を次のように改める。

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
船 員 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号 (省略して差し支えないこと)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
国 民 健 康 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号

備考 1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

7 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号 8 桁（国民健康保険については 6 桁）を記載すること（別添 2「設定要領」の第 1 を参照）。
- (2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であった者（以下単に「被保険者」という。）及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- (3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
船 員 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号 (省略して差し支えないこと)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、特段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合)にあっては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

10 別添2の第4の2、3及び6を次のように改める。

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生（支）局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるときは、地方厚生（支）局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあっては1,000から2,999、歯科にあっては3,000から3,999、薬局にあっては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生(支)局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

なお、医科と歯科が併設される医療機関にあっては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、地方厚生（支）局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

11 別表１の（１）中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、「（政）」を「（協会）」に改める。

12 別表 3 を削る。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330007号）の一部改正について

別紙中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

1 別紙中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。

2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。

5 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
- (2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。
- (3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

区 分	自県分の場合	他県分の場合
	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号
健康保険 後期高齢者医療 退職者医療	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
船 員 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号 (省略して差し支えないこと)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
国 民 健 康 保 険	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号	法別 番号 都道府県 番 号 保険者別 番 号 検証 番号

備考1 ○印のものは、必ず記載すること。

2 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めがある場合を除き、記載しないこと。

3 別添1中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生（支）局長」に改める。

- 4 別添2の(1)中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、
「(政)」を「(協会)」に改める。